

令和2年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所(以下「国立環境研究所」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和2年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立環境研究所における令和元年度の契約状況(表1)は、契約件数566件、契約金額137.0億円に対し、競争性のある契約は368件(65.0%)、95.8億円(69.9%)、競争性のない随意契約は198件(35.0%)、41.2億円(30.1%)となり、前年度と比較して、競争性のない随意契約全体の割合は件数ベースで僅かに増加した。

要因としては、研究機器等の購入(H30:5件、R1:14件)及び保守等業務(H30:17件、R1:21件)で販売元、供給元が限定された案件が増加したことなどがあると考えられるが、平成31年に見直しを行った「随意契約の基準」により、一層の公平性・透明性を確保しつつ、適正に実施することができた。

表1 令和元年度の国立環境研究所の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成30年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(61.3%) 291	(66.8%) 53.2	(60.2%) 341	(61.3%) 84.0	(△1.1) 50	(△5.5) 30.8
企画競争・公募	(4.6%) 22	(5.6%) 4.4	(4.8%) 27	(8.6%) 11.8	(+0.2) 5	(+3.0) 7.4
競争性のある契約(小計)	(65.9%) 313	(72.3%) 57.6	(65.0%) 368	(69.9%) 95.8	(△0.9) 55	(△2.4) 38.2
競争性のない随意契約	(34.1%) 162	(27.7%) 22.0	(35.0%) 198	(30.1%) 41.2	(+0.9) 36	(+2.4) 19.2
合計	(100%) 475	(100%) 79.7	(100%) 566	(100%) 137.0		

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度伸率(ポイント)である。

(注3) 少額随意契約を除く

- (2) 国立環境研究所における令和元年度の競争性のある契約における一者応札・応募の状況(表2)は、契約件数は260件、契約金額は70.3億円であった。

一者応札・応募の低減に向けた取組として、公告期間の十分な確保及びホームページによる情報発信等を行い、一者応札・応募となった割合は、件数ベースで減少させることができた。

表2 令和元年度の国立環境研究所の一次応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 30 年度	令和元年度	比較増△減
2者以上	件数	(19.5%) 58	(22.8%) 77	(+3.3) 19
	金額	(35.1%) 17.9	(16.5%) 13.9	(△18.6) △4.0
1者以下	件数	(80.5%) 239	(77.2%) 260	(△3.3) 21
	金額	(64.9%) 33.1	(83.5%) 70.3	(+18.6) 37.2
合 計	件数	(100%) 297	(100%) 337	40
	金額	(100%) 50.9	(100%) 84.2	33.3

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
(注3) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成 30 年度伸率(ポイント)である。
(注4) 参加者確認公募及び入札可能性調査は除外した計数である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下について、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 随意契約の適正化に関する取組

競争性のない随意契約については、国立環境研究所契約審査委員会(以下「契約審査委員会」という。)が定める「随意契約の基準」に合致しているかについて、引き続き公平性・透明性を確保しつつ、適正に実施する。

また、随意契約を行った案件については、監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において事後点検を行うとともに、その透明性を確保するため契約の相手方の名称、契約金額、随意契約によることとした理由等を国立環境研究所ホームページで公表するなど、より一層の適正化に努める。

(2) 一次応札・応募の低減に向けた取組

競争性確保の観点から、研究開発等の役務及び研究機器等の物品にかかる調達の全件について以下の取組を実施する。

① 応札機会の拡大

一般競争等の公告を要する調達については、引き続き公告から提案書等の受領期限まで、20 日以上十分な周知・準備期間を確保するとともに、電子入札システムを導入し、電子入札を実施することで応札機会の拡大に努める。(令和2年秋期を予定)

過去実施の応札を辞退した事業者へのアンケート結果を踏まえ、より詳細な仕様書の作成や適切な履行期間の設定等、応札・応募者の拡大に努める。

【公告期間 20 日以上の実施件数及び全対象件数に対する比率】

② 公募(入札可能性調査)の実施

一次応札が複数年にわたり続いている調達については、引き続き公募(入札可能性調査)を実施し、公募の結果、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認された場合には、契約

金額の適正性を確認することを前提に、その者と随意契約を行う。【公募(入札可能性調査)の実施件数】

③ 情報収集

応札を辞退した事業者に対し、引き続きその理由を確認するためのアンケート調査を行うとともに、令和元年度の結果をもとに改善策等について検討する。【アンケート調査の実施件数】

(3) 総合評価落札方式の積極的活用

役務契約については、仕様内容の記載の程度や、入札参加資格設定の有無などについて物品の調達に比して幅があり、追加的な措置を講じる余地があることから、価格だけでなく事業者の技術や知見なども総合的に評価する総合評価落札方式を引き続き積極的に活用することも考慮し、価格だけでなく品質の更なる向上を図る。【総合評価落札方式の実施件数】

(4) 一括調達による事務合理化

年間を通して調達する汎用的な研究用消耗品、役務等について、単価契約等の一括調達の対象を拡大し、契約事務の効率化及び調達費用の低減を図る。【消耗品等調達における一括調達の実施状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

随意契約の締結を検討する案件(少額随意契約を除く)については、契約審査委員会を月に1回程度開催し、国立環境研究所会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。

また、外部評価として、契約監視委員会を開催し、監事及び有識者による審査・点検を受けることとする。【契約審査委員会による審査件数】

(2) 研究者、調達担当職員等に対する調達に関する不祥事案等の研修の実施

コンプライアンス研修は平成25年度より実施しており、関連する業務に直接従事する全ての職員等に受講を義務付けている。今年度もeラーニングによる研修の内容をさらに充実させるなど、不祥事発生の未然防止、早期発見、再発防止に効果的な研修を実施する。【コンプライアンス研修の実施結果】

また、調達手続き全般に関するマニュアルをわかりやすく更改するとともに、調達担当職員等を対象とした説明会を実施する。【調達担当職員等に対する周知・説明実施回数】

(3) 発注者以外の職員の立会いによる検収の徹底

不祥事等の発生を未然に防止するため、業者から納品される調達対象物品等は、すべて調達担当職員等が検収を行うこととする。検収にあたっては、他機関における過去の不祥事等の発生状況等も把握しながら、実効性のある検収を実施する。【検収実施状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を環境大臣に報告し、評価を受ける。環境大臣によ

る評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 調達等合理化検討会

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務・企画担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	企画・総務担当理事
副総括責任者	総務部長
メンバー	企画部長、施設課長、会計課長、研究ユニット代表者(1名)

(2) 契約監視委員会

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約等及び一者応札・応募となった個々の契約案件の事後点検を行うものとする。なお、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立環境研究所ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。